

市有建築物耐震化整備プログラムについて

平成20年11月25日
都市整備部

1 策定の趣旨

「盛岡市耐震改修促進計画」は平成20年2月に策定・公表を行ったところです。
同計画に基づく市有建築物の下記に掲げる耐震化率の目標達成に向けた進捗管理等を行うとともに着実な推進を図るため、「市有建築物耐震化整備プログラム」を策定しようとするものです。

2 計画の期間

平成19年度～平成27年度

3 今後のスケジュール

平成21年1月下旬 公表

4 盛岡市耐震改修促進計画における目標

(1) 耐震化率の目標

用途等	平成18年度(現状)	平成27年度(目標)
住宅	75%	90%
多数の者が利用する建築物	62%	82%
うち市営住宅	56%	100%
うち学校	56%	75%
うち市立学校	55%	75%
うち私立学校	59%	73%
うち病院	46%	62%
うち市立病院	100%	100%
うち民間等病院	44%	60%
うち市有庁舎等	58%	83%
うち市有体育施設等	50%	78%
うち社会福祉施設等	60%	80%
うち市有施設	0%	60%
うち民間施設	80%	87%
公民館等	67%	85%

(2) 耐震診断の目標

用途等	目標
住宅	平成21年度までに600戸、平成22年度から平成27年度までに500戸、合計1,100戸で実施
多数の者が利用する建築物	平成27年度までに100棟で実施
公共建築物 (公営住宅・学校・病院・庁舎)	平成27年度までに、旧耐震基準の建築物の耐震診断率を100%とする。

市有建築物耐震化整備プログラム

●市有建築物耐震化整備プログラム 「基本方針」

1 目的

「盛岡市耐震改修促進計画（平成 20 年 2 月策定）」に基づく市有建築物の、耐震化率の目標達成に向けた進捗管理等を行なうとともに着実な推進を図るため、「市有建築物耐震化整備プログラム（「基本方針」と「実施計画」）」を作成するものです。

2 位置づけ

当プログラムは、当面は耐震診断に係る実施計画とし、改修に係る実施計画は、耐震診断結果に基づき、その緊急度や優先度を勘案し、随時追加・見直しを行なっていくものとします。

3 整備プログラム実施計画期間

平成 19 年度～平成 27 年度

4 対象建物と評価基準について

耐震改修促進法に基づく特定建築物に該当する市有建築物を、次の 3 グループに分けて耐震化に向けた取り組みと優先度の評価を行なっています。

- ①：②③以外の市有建築物
- ②：学校（小中学校）
- ③：市営住宅

- ① 小中学校及び市営住宅を除く市有建築物の耐震化整備プログラムの策定にあたり、次の 5 項目を評価項目として耐震化に向けた取り組みの優先度評価を行なっています。

- I 耐震改修促進法における特定建築物に該当及び重点的対応建築物該当の有無
- II 盛岡市地域防災計画における拠点施設該当の有無
- III 盛岡市地域防災計画における収容避難施設該当の有無
- IV 災害避難弱者の方が利用・使用する施設
- V 倒壊による道路等への影響の有無

- ② 小中学校については、次のとおり耐震化整備する方針としています。

- I 平成 18 年度までに実施した「第 1 次耐震診断」結果に基づき、 I_s 値（耐震指標）数値が 0.3 未満の棟を優先して、「第 2 次耐震診断」を行います。
- II 「第 2 次耐震診断」結果に基づき、 I_s 値が 0.3 未満の棟を優先し、今後 3 カ年（平成 22 年度まで）に耐震化工事を実施する予定です。
- III 同一学校内で、施設（棟）ごとに I_s 値が異なる場合には、耐震化の時期が異なる場合もあります。
- IV 耐震化の工法等は学校の棟ごとの状況によるものとし、「第 2 次耐震診断」結果によっては、使用停止や全面改築を選択する場合があります。
- V 「第 1 次耐震診断」結果で I_s 値が 0.3 以上の施設についても、順次「第 2 次耐震診断」を実施し、耐震化率の向上をめざします。

③ 市営住宅については、1つの団地内における建築物の構造形式が同形式となっていることから、各団地の代表的な建物（建築年次が古いもの）5棟について耐震診断を行うこととします。

5 その他の市有施設について

上記4に該当しない市有建築物についても、「盛岡市耐震改修促進計画」の対象建築物を優先的に実施しながら、盛岡市地域防災計画の収容避難場所の指定及び建物用途や地域の実情等による現状等を勘案して、上記の特定建築物と併行して耐震化に努めることとします。

6 建替え計画等のある施設について

建て替えを基本としますが、現状や今後の動向等を踏まえながら、耐震改修などの手法等も視野に入れながら、耐震化に努めることとします。

●市有建築物耐震化整備プログラム「実施計画」

番号	施設名 <small>重点的対応建築物</small>	延床面積 (㎡)	構造	階数	和暦	耐震診断実施の有無 有=1 無=0	(診断の結果)改修の必要の有無 有=1 無=0	拠点施設該当の有無 有=1 無=0	収容避難場所 有=1 無=0	災害弱者避難収容場所 有=1 無=0	評価点	実施計画 ※改修は診断結果により実施計画に位置付ける。										備考			
												19年度	20	21	22	23	24	25	26	27年度	28~				
												1	市庁舎本館	9,834.94	SRC	B1・8	S36	1	1	1	0		0	9	診断
2	水道部庁舎	1,462.30	RC	B1・2	S49	0		1	0	0	8		診断												
3	青山地区活動センター	2,303.68	RC	3	S54	0		0	1	0	8			診断										青山老人福祉センター	
4	武道館	2,143.11	RC	2	S55	0		0	0	1	7			診断											
5	総合体育館	4,289.75	RC・S	2	S55	0		0	1	0	7			診断											
6	くりやがわ保育園	878.78	RC, S	2	S55	0		0	0	0	6			診断										保育棟含む	
7	女性センター別館	3,005.79	RC	4	S54	0		0	0	0	6				診断									とりょう保育園・保健	
8	山王老人福祉センター	188.00	RC	2	S54	0		0	0	1	6				診断									山王児童センター	
9	川目老人福祉センター	217.41	RC	2	S52	0		0	0	1	6				診断									川目児童センター	
10	かつら荘	2,162.16	RC	4	S55	0		0	0	1	6				診断									厨川児童・老人福祉セ	
11	中央公民館	5,975.61	RC	3	S55	0		0	0	0	5				診断										
12	市立高校	10,697.31	RC	4	S56	1	1	0	1	0	5	一次 診断		二次 診断											
13	加賀野地区活動センター	1,359.84	S	1	S41	0		0	1	0	5					診断									
14	仙北地区活動センター	1,572.63	RC	3	S54	0		0	1	0	5					診断									
15	けやき荘	1,605.97	RC	2	S48	0		0	0	0	4					診断									
16	都南体育館	1,703.00	S	2	S47	0		0	0	0	3					診断									
17	若園町分庁舎	1,899.07	RC	B1・5	S54	0		0	0	0	3					診断								身体障害者福祉セン	
18	盛岡中央消防署	2,530.70	RC	B1・6	S50	0		1	0	0														H26までに改築計画あり	
19	市立図書館	1,912.72	RC	3	S45	0		0	0	0														H26までに改築計画あり	

計		耐震診断										2	1	5	5	5						
		耐震改修												1								
番号	施設名	延床面積 (㎡)	構造	階数	和暦	耐震診断実施の有無 有=1 無=0	(診断の結果)改修の必要の有無 有=1 無=0	拠点施設該当の有無 有=1 無=0	収容避難場所 有=1 無=0	災害弱者避難収容場所 有=1 無=0	評価点	実施計画										備考
												※改修は診断結果により実施計画に位置付ける。										
重点的対応建築物											19年度	20	21	22	23	24	25	26	27年度	28~		
20	多賀アパートB棟	1,330.21	RC	4	S32	0		0	0	0		解体										H20解体中
21	川目アパート1号館	1,810.40	RC	5	S52	0		0	0	3				(診断)								
22	川目アパート2号館	2,344.25	RC	5	S52	0		0	0	3				診断								No.22の診断結果を準用。
23	川目アパート3号館	2,344.25	RC	5	S52	0		0	0	3				(診断)								
24	川目アパート4号館	2,412.35	RC	5	S53	0		0	0	3				(診断)								
25	駅前アパート1号館	1,853.28	RC	5	S48	1	1	0	0	0												借地及び区分所有の為要協議。
26	駅前アパート2号館	1,654.23	RC	5	S54	0		0	0	0												建替等検討
27	青ニアパート4号館	2,513.21	RC	5	S46	0		0	0	0												
28	青ニアパート5号館	1,132.52	RC	4	S47	0		0	0	3				診断								No.28の診断結果を準用。
29	青ニアパート6号館	1,132.52	RC	4	S48	0		0	0	3				(診断)								
30	青ニアパート13号館	1,878.38	RC	4	S43	0		0	0	0												青山三丁目アパート全体で建替計画等予定。
31	青ニアパート14号館	1,858.16	RC	4	S44	0		0	0	0												
32	青ニアパート15号館	1,632.99	RC	3	S45	0		0	0	0												
33	青ニアパート16号館	1,505.57	RC	5	S46	1	1	0	0	0												
34	青ニアパート17号館	2,008.77	RC	5	S47	0		0	0	0												
35	北厨川アパート1号館	1,618.54	RC	5	S50	0		0	0	3				診断								No.35の診断結果を準用。
36	北厨川アパート2号館	1,955.64	RC	5	S53	0		0	0	3				(診断)								
37	北厨川アパート4号館	1,933.98	RC	5	S54	0		0	0	3				(診断)								
38	北厨川アパート8号館	3,211.91	RC	5	S54	0		0	0	3				(診断)								
39	北厨川アパート9号館	2,571.24	RC	5	S55	0		0	0	3				(診断)								
40	北厨川アパート10号館	2,571.24	RC	5	S55	0		0	0	3				(診断)								
41	谷地頭アパート1号館	2,359.44	RC	5	S48	0		0	0	3				診断								

《 用語 》

- ★ I_s 値：鉄骨造，鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物について耐震診断を行った建物の耐震性能を表す指標（各階の構造耐震指標）
現行の建築基準法により設計される建物とほぼ同程度の耐震性能を表す指標は0.6となる。（学校施設は文部科学省の指導により I_s 値 0.7 以上）
※木造は I_w 値で指標は 1.0 となる。
※建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める構造耐震指標である。
- ★ 耐震診断：診断レベルの異なる第1次から第3次までの3種があり，診断の目的や構造特性等に応じて適切な診断法を選定します。
 - ・第1次診断～簡易な診断法であり，比較的耐震壁が多く配された建築物の耐震性能を簡略的に評価。
壁式構造，あるいは比較的耐震壁が多いフレーム構造に適する。
 - ・第2次診断～梁よりも，柱，壁などの鉛直部材の破壊が先行する建築物の耐震性能を簡略的に評価。
旧基準による中低層 RC 建築物では柱崩壊型が一般的なため，この診断法を適用することが多い。
なお，柱，壁よりも，梁の破壊や壁の回転による建物の崩壊が想定される建築物については，第3次診断法が適する場合があります。

★ 優先度評価項目について

- ☆ 特定建築物該当の有無：耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）による特定建築物（旧耐震基準の多数の者が利用する建築物）に該当する施設か，また，特定建築物の中で，耐震改修促進法による指示対象となりうる一定規模以上（建築物の用途により 2,000 平方メートル以上等のもの）の重点的対応建築物かどうか。
- ☆ 拠点施設該当の有無：災害時の防災活動の拠点となる施設
盛岡市地域防災計画による防災拠点～市庁舎，都南総合支所庁舎，支所庁舎，市立病院，市防災センター及び消防本部（消防署所）
- ☆ 災害避難収容施設該当の有無：盛岡市地域防災計画により避難収容施設に指定されている施設（収容避難施設，災害時要援護者収容避難施設，外国人収容避難施設，視覚障害者収容施設）
- ☆ 災害避難弱者利用施設：避難に配慮を要する者（児童・老人）が利用する施設（幼稚園，保育所，小・中学校，老人ホーム等）
- ☆ 倒壊による周囲への影響の有無：倒壊によりその敷地に接する道路の通行を妨げ，多数の者の円滑な避難を困難とする施設
※岩手県地域防災計画で指定された緊急輸送道路に沿っている施設を対象とした。

※ 滅失・用途廃止・建替え計画があるものについては評価をしない

◎多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条、耐震改修促進法施行令第2条関係)

用途		規模要件	指示対象となる規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上